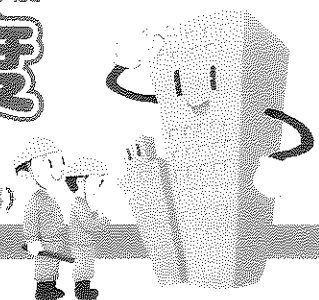


From 協会からのお知らせ

一般社団法人 山形県建設業協会会員の皆様へ

令和3年度

## 建設業総合補償制度 のご案内 ● 第三者賠償補償 ● 工事補償 (土木工事・建築工事・組立工事)



補償内容がさらに拡充されました! ぜひご加入をご検討ください!

- 団体のスケールメリットにより、個別加入と比較して割安な保険料になっています。
- 建設業における賠償事故および工事対象物の損害を総合的に補償します。
- 年間包括契約であり、予め定められた工事および業務のすべてが補償の対象となるので、保険の加入忘れがありません。共同企業体(JV)工事についても包括契約の対象になります。(被保険者の責任分のみ補償します)
- 保険料は全額損金処理できます。(令和3年4月現在)

主な補償内容(支払限度額)		充実の補償内容
第三者賠償補償(補償保険)	<b>身体賠償</b>	1名につき <b>1億円</b> 1事故につき <b>3億円</b> (または5億円、10億円) <small>(生産物賠償事故については、1事故限度額が保険期間中通算の支払限度額となります。)</small>
	<b>財物賠償</b> <small>(管理財物の損壊を含む)</small>	1事故につき <b>1億円</b> (または、3,000万円、5,000万円、3億円、5億円、10億円) <small>(生産物賠償事故については、1事故限度額が保険期間中通算の支払限度額となります。)</small>
	<b>免責金額(自己負担額)</b>	1事故につき <b>3万円</b> (身体賠償・財物賠償それぞれ)
	<b>借用・支給財物損壊補償</b>	1事故、保険期間中通算 <b>500万円</b> (免責金額1事故につき5万円)
<b>地盤崩壊危険補償特約(オプション)</b>		
	<b>財物賠償</b>	1事故、保険期間中通算 <b>1,000万円</b> もしくは <b>2,000万円</b>
	<b>免責金額(自己負担額)</b>	1事故につき <b>5万円</b> ※通常の地盤崩壊危険補償特約で対象とならない損害につき一定割合で保険金を支払う「地盤崩壊危険補償特約(ワイド)」もございます!詳細はパンフレットをご覧ください。
<b>使用者賠償責任補償特約(オプション)</b>		
	<b>支払限度額</b>	1回の災害および保険期間中通算 <b>5,000万円</b> もしくは <b>1億円、2億円、3億円</b>

支払限度額・免責金額		充実の補償内容
土木工事保険	<b>1工事あたりの支払限度額</b>	1事故かつ1工事期間中につき <b>2,000万円</b> もしくは 各工事の保険金額 (= 請負金額) のいずれか低い額
	<b>1事故あたりの免責金額(自己負担額)</b>	(1) 火災、落雷、破裂・爆発の場合: <b>0円</b> (2) 盗難の場合: <b>10万円</b> (3) (1) (2) 以外の事故による場合: <b>150万円</b>
	<b>1事故あたりの支払限度額</b>	各工事の保険金額 (= 請負金額) ※ 工具は、保険期間中100万円まで。(建設工事保険のみ)
組立保険	<b>1事故あたりの免責金額(自己負担額)</b>	(1) 火災、落雷、破裂・爆発の場合: <b>0円</b> (2) (1) 以外の事故による場合: <b>10万円</b>

この補償制度は「第三者賠償補償」、「工事補償(土木工事・建築工事・組立工事)」、「独自の見舞金制度」から成り立っています。一般社団法人山形県建設業協会を保険契約者とする請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、施設所有(管理)者賠償責任保険、昇降機賠償責任保険の団体契約と、土木工事保険、建設工事保険、組立保険の団体契約、労災見舞金・災害見舞金の見舞金制度に基づくものです。

お問い合わせ先 一般社団法人 山形県建設業協会 023-641-0328 023-624-1835 03-5408-1909

これは、「建設業総合補償制度」の特徴を説明したものです。詳しくはパンフレットをご用意しておりますので上記にお問い合わせください。